

東京代協は2月6日、東京・千代田区の損保会館で、非会員向けに保険募集人賠償責任保険「日本代協新プラン」の説明会を開き、同保険の引受保険会社であるチャブ保険(旧エース保険)から杉山幹久営業開発本部本部長が講演した。

### 代理店賠償「日本代協新プラン」説明会

## 東京代協、非会員向けに開く

日本代協新プランは、日本代協の会員代理店だけが加入できる団体契約の代理店賠償責任保険。被保険者である代協会員が保険契約者から業務上の損害賠償請求された場合に、損害賠償金が支払われる。

代理店が保険募集につき契約者に加えた損害は、保険業法第283条で所屬保険会社が賠償責任を負うこととされているが、保険会社は代理店に対して求償権を行使することができない。そのため、保険会社が代理店委託につき相当の注意を払い、かつ契約者に加えた損害発生の防止に努めていた場合、保険会社は免責となり、賠償責任は直接代理店が負うことになる。

講演で杉山氏は「最近では、保険会社が事案に応じて求償権を行使しなかった場合、利益操作をしているのではないかと



説明会のもよう

と税務署から指摘されたという例もある」と説明。昨年、改正保険業法が施行されたことにより、代理店の立場がより明確になったことから、代理店による意向把握や情報提供などの義務違反が不祥事に直結することになるため、保険会社による代理店への求償権行使の頻度は増えていくだろうとの見方を示した。

当日の説明会には30名の非会員代理店が参加し、熱心に耳を傾けていた。